

総合支援資金確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書 重要事項説明書 借用書 申立書 同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書の借入申込者、世帯の状況、借入理由、借入希望額、据置期間、償還期間、貸付金振込先、緊急小口資金特例貸付の利用実績、確認事項等欄を記入した。 ・ 重要事項説明書に記入日、住所、氏名を署名した。 ・ 借用書に借用金額、借入月額、借入期間、住所、氏名、生年月日、借入要項を署名した。 ・ 申立書に勤務先の情報、減収状況、公的給付の利用状況、記入日、住所、氏名を記入した。 ・ 同意書に記入日、住所、氏名を記入した。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 住民票謄本 ※3か月以内に発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票に世帯全員が記載されている。 ・ 借入申込書と住所が一致している。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした。 ※ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の口座番号が記載されたページをコピーしてください。 ・ 預金通帳名義と申込書に記入した氏名、口座番号が一致している。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4) 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかの本人確認書類をコピーし同封した。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） ウ マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） オ 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> イ パスポート エ 健康保険証 </div> </div>	<input type="checkbox"/>
(5) 同封書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての書類が揃っている。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 同意書（原本） f. 住民票謄本（世帯全員/原本） g. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） h. 本人確認書類（コピー） </div> <div style="width: 35%; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> <p>緊急小口資金特例貸付を受けた方は、借用書の写しを提出していただくことで、f～hの書類は省略できます。ただし、f 住民票謄本については、小口の申請から3か月以上経過した場合は、再度ご提出ください。</p> </div> </div>	<input type="checkbox"/>
(6) 最終確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての書類【太枠】内を記入（署名）した。 ・ 上記「a」「b」「c」「d」「e」をコピーし申込控えとした。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

●本貸付に関する問い合わせ先：個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター0120-46-1999（受付時間9:00～17:00 平日のみ）

または、お住まいの市町村社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会まで

総合支援資金特例貸付借入申込書

令和4年4月1日以降
に使用する様式です

受付番号		受付		市町村社協 都道府県社協	令和 年 月 日 令和 年 月 日
借入申込者	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 ()歳
	氏名				
	フリガナ	電話番号(連絡先)			
	住所	〒		固定 携帯	
勤務先名称 または職業	〒		勤務先等 住所	電話 ()	
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先、学校名等
	1	/	本人	/	(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R
	2	フリガナ	夫・妻・子・ 父・母・ その他	T・S・H・R 年 月 日	
	3	フリガナ	夫・妻・子・ 父・母・ その他	T・S・H・R 年 月 日	
	4	フリガナ	夫・妻・子・ 父・母・ その他	T・S・H・R 年 月 日	
その他 名					
借入理由					
借入希望額	借入月額	万円	借入総額	万円	
	借入期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月			
据置期間	令和5年12月末まで		償還期間	ア. 120か月 イ. その他()か月	
貸付金振込先	金融機関		支店名	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		口座名義(カタカナ)		
緊急小口資金特例貸付の 利用実績	<input type="checkbox"/> ア. 利用した (借入額 万円) <input type="checkbox"/> イ. 利用していない				
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 殿					
○私は下記9項目に同意し、上記のとおり総合支援資金特例貸付の借入を申請いたします。					
<p>1. 貸付け後は、早期自立に努めます。</p> <p>2. 私は現在、生活保護を受給していません。</p> <p>3. 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。</p> <p>4. 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。</p> <p>5. 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。</p> <p>6. 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。</p> <p>7. 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。</p> <p>8. 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕</p> <p>9. 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。</p>					
令和 年 月 日	借入申込者 _____				

総合支援資金特例貸付
借 用 書

借用金額	万円	借入月額	万円×__か月
借入期間	令和__年__月から令和__年__月までの__か月間		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和__年__月__日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所	
氏 名 (自 署)	
生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生

【借入要項】

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	令和5年12月末まで
	償還期間	_____か月 (最大120か月)
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付コード	受付番号	
				市区町村社協	

【2022.4.1 総合】

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり受付窓口を設置しております。

(1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029(244)4559

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029(305)7193

茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名
(自署)

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 — TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約____万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約____万円でした。
減少の理由	

（総合支援資金の申込の場合のみ記載）

利用中の他の公的 給付（該当するもの に○）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失業等給付 ・ 職業訓練受講給付金 ・ 年金 ・ 預貯金 (円) ・ その他 ()
他の公的給付に加 えて特例貸付が必 要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等)

令和 年 月 日

（借入申込者） 住 所 _____

氏 名 _____

20201001-3ver.

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 殿

同 意 書

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付の申込にあたり、償還開始時までに、
自立相談支援機関から支援を受けることに同意いたします。

令和 年 月 日

住所

氏名

総合支援資金特例貸付借入申込書（記入例）

受付番号				受付		市町村社協 都道府県社協	令和 年 月 日 令和 年 月 日
借入申込者	フリガナ	イバラキ イチロウ		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正・昭和・平成 ●●年 ▲▲月 ■■日 (××)歳
	氏名	茨城 一郎			電話番号(連絡先)		
	フリガナ	ミトシセンバチョウ●●●●バンチ		住所	〒300-0000 水戸市千波町●●●番地		
	住所	〒300-0000 水戸市千波町●●●番地		勤務先名称 または職業	(株)茨城工業		
	勤務先名称 または職業	(株)茨城工業		勤務先等 住所	〒310-0000 水戸市千波町●●●番地 電話 029(000)0000		
世帯の状況	氏名		続柄	年齢	生年月日	勤務先、学校名等	
	1	フリガナ		本人	(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		
	2						
		フリガナ		夫・妻・子・	T・S	借入期間は、申請日とその月の10日を過ぎる場合には、翌月から3か月を記入し、申請日とその月の10日以前である場合は、申請日の属する月から3か月を記入してください。	
その他 名							
借入理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減						
借入希望額	借入月額	15万円		借入総額	45万円		
	借入期間	令和 3年 1月 ~ 令和 3年 3月					
据置期間	ア 12か月 イ. その他()か月			償還期間	ア 120か月 イ. その他()か月		
貸付金振込先	金融機関	常陽銀行		支店名	県庁支店		預金種別
	口座番号	1234567		口座名義(カタカナ)	イバラキ イチロウ		
緊急小口資金特例貸付の利用実績	<input checked="" type="checkbox"/> ア. 利用した（借入額 20万円） <input type="checkbox"/> イ. 利用していない						
<p>茨城県社会福祉協議会長 殿</p> <p>○私は別添留意事項を承認のうえ、上記のとおり総合支援資金特例貸付を借りましたことお申し込みます。 ○貸付後は、早期自立に努めます。 ○私は現在、生活保護を受給していません。 ○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。 ○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。 ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。 ○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。 ○私は、貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。 ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当制情報の提供を求めることに同意します。 [暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。] ○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。</p> <p style="text-align: center;">令和 2年 12月 28日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 <u>茨城 一郎</u></p>							

(記入例)

総合支援資金特例貸付

借用書

借用金額	45万円	借入月額	15万円×3か月
借入期間	令和3年1月から令和3年3月までの3か月間		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついでに、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所	水戸市千波町●●●番地
氏 名 (自署)	茨城 一郎
生年月日	大正 昭和●●年 ▲▲月 ■■日生 平成

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12か月 (最大12か月)
	償還期間	120か月 (最大120か月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

(記入例)

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めるときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり受付窓口を設置しております。

(1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029 (244) 4559

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029 (305) 7193

茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日 借受人 住所 水戸市千波町●●●番地

氏名 (自署) 茨城 一郎

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

(記入例)

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 様

私 イル たし	借入申込書に記入した勤務先名称と勤務先所在地、 電話番号を記入してください。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職 された方は、離職前の勤務先を記入してください。		いて、貸付の要件である新型コロナウ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を 受ける前の収入と受けた後の収入を記 入してください。また、減少の理由に は、新型コロナウイルスの影響で減収 になった理由を具体的に記入してくだ さい。
	勤務先名称または 職業	(株)茨城工業	
勤務先所在地	〒300-2222 水戸市千波町●●●番地 TEL 029-(000) 0000		
減少前の収入	令和2年10月時の月額所得(手取り)は、約27万円でした。		
減少後の収入	令和2年11月時の月額所得(手取り)は、約18万円でした。		
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、会社が請 けていた工事のほとんどが中止となり、出勤日数が減っ たことで減収となってしまった。		
(総合支援資金の申込の場合のみ記載)			
利用中の他の公的 給付(該当するも のに○)	・失業等給付 ・年金 ・預貯金 ・その他	・職業訓練受講給付金	公的な給付を受けている場 合、該当するものに○を付け てください。
他の公的給付に加 えて特例貸付が必 要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、用途、緊急性等) 他の公的給付を受けている方については、 現在の世帯の支出状況や公的な給付の金額 を示し、特例貸付の用途や緊急性を説明し てください。		

令和 2年 12月 28日

(借入申込者) 住所 水戸市千波町●●●番地

氏名 茨城 一郎

(記入例)

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 殿

同 意 書

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付の申込にあたり、償還開始時まで、
自立相談支援機関から支援を受けることに同意いたします。

令和 2年 12月 28日

住所 水戸市千波町●●●番地

氏名 茨城 一郎